

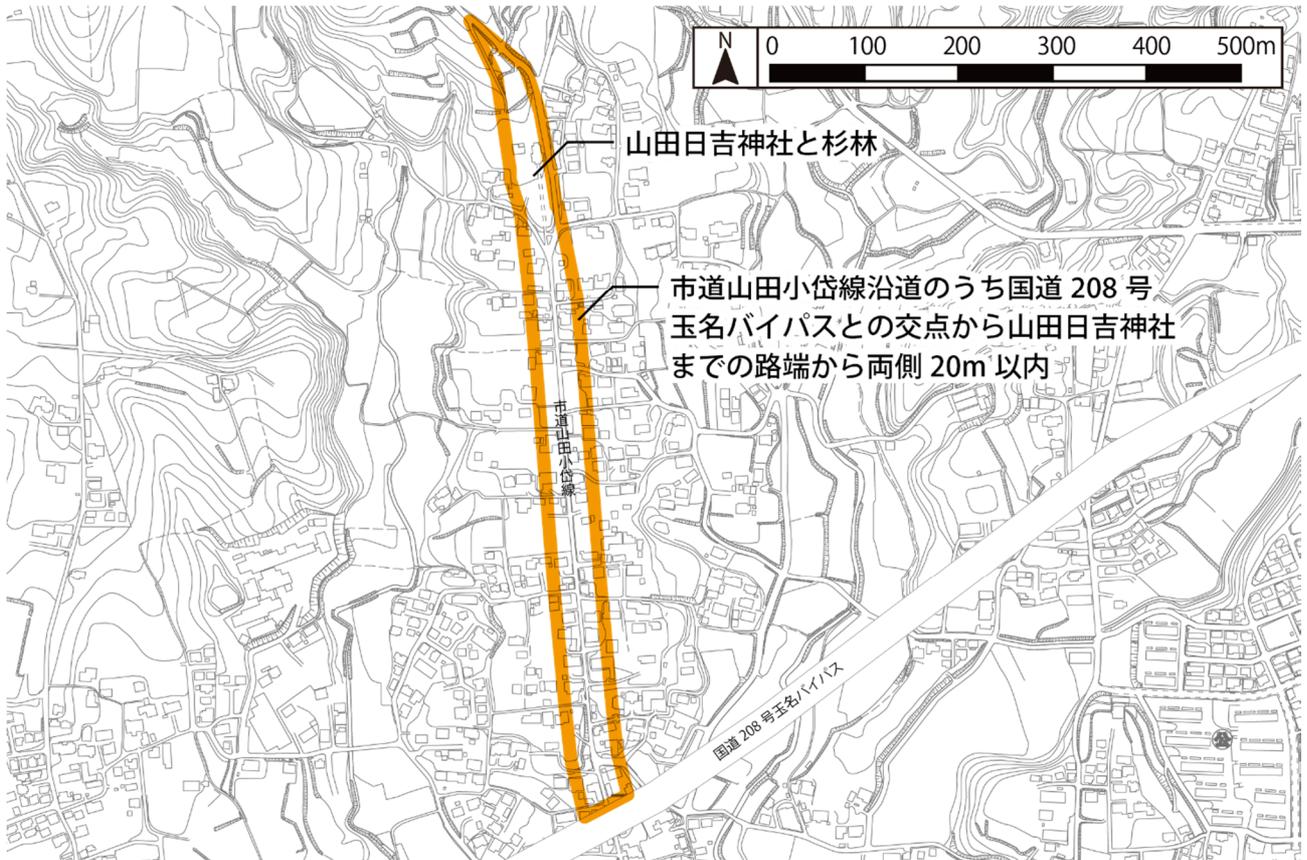
山田日吉神社周辺地区

① 景観形成の目標

杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落には、白山十二坊の坊跡の区画が残されており、祭礼も行われている。
- 多くの人が集まる山田日吉神社の参道において、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

② 対象地区



【区域】

山田日吉神社と神社へ向かう参道の一部を範囲とします。

【範囲】

- ・ 玉名市山田日吉神社（玉名市山田上馬場 1-1）
- ・ 市道山田小岱線沿道のうち国道 208 号玉名バイパスとの交点から山田日吉神社までの路端から両側 20m 以内

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	規模にかかわらず全て
		その他工作物 ^{※3}	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあつては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォータースクール、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

⑤ 景観形成基準

行為		事項	基準		
建築物の建築等		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。		
		外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
			色彩	共通	●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。
				外壁(基調色)	●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
				外壁(補助色)	●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
				外壁(強調色)	●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
				屋根	●暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。		
		敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
		工作物の建設等	柵・塀	位置	●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。
外観	意匠			●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。	
	色彩			●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。	
	材料			●極力、生け垣とする。	
緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。				
作工	他の子	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した		

行為		事項	基準	
			位置とする。	
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画 形質の変更	土地の形状 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 		
	法面又は 擁壁の外観 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 		
鉱物の掘採又は 土石の採取	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。 		
	法面又は擁壁の 外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。 		
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。 		
屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させること。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。 		
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。 		

